一、爭議當事者ハ女工ニ關スル爭議ニ付仲裁ヲ爲スコト

二、デニール當リ二十八錢、二十二錢ノ者、六、綿糸ハ檢査個數一ノ

モノハ賃金ガ低イ組ニ編ニ入レル者、七、各種ノ賃金ハ檢査個數ニ

從ヒ勤務時間ニ應ジテ支拂フコト、八、本條ニ定ムル賃金ハ女工

ガ正當ノ勤務ヲ爲シタル場合ニ於テ支拂ハルベキ賃金ヲ謂フ

九、本爭議ニ關シ調査中止セルモノヲ監督ト認ムルコト

十、通勤手當ハ休止工場ヲ調査ノ上公平ニ支拂フベシ（當面一日五十錢）

二、女工業務其他ニ關シテハ吉川氏ニ於テ配慮スルコト

二、工場内適當ナル場所ニ申告欄ヲ設置シ開封ハ吉川氏一任

一、爭議ノ際モシ當業者ハ工場ニ於テ負担、一、春季開業ノ

場合ハ現在女工ニ優先權ヲ與フルコト

（協調會勞働課）